

十市監委第 110 号
令和 6 年 2 月 14 日

十和田市長 小山田 久 様

十和田市議会
議長 石橋 義雄 様

十和田市教育委員会
教育長 丸井 英子 様

十和田市農業委員会
会長 箕輪 展忠 様

十和田市監査委員 久保 光造

十和田市監査委員 岩間 貴

令和 5 年度定期監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した令和 5 年度定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和5年度定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査の対象

(1) 対象課

聴取日	対象部局・課名	
令和6年1月23日	総務部	総務課
	農林商工部	農林畜産課
	健康福祉部	生活福祉課
	教育委員会	スポーツ・生涯学習課
令和6年1月24日	建設部	都市整備建築課
	企画財政部	収納課
	農業委員会事務局	
	民生部	国民健康保険課
	健康福祉部	健康増進課

(2) 監査の範囲

令和5年度（4月から10月末まで）に執行された財務に関する事務。

3 監査の主な着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入、支出に係る事務の手続きが適正に行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 備品の管理が適正に行われているか。
- (5) 現金等の取扱事務は適正に処理されているか。
- (6) 関係事務が法令・条例等に基づき適正に処理されているか。
- (7) 想定されるリスク等について、対応策及び管理体制は十分か。

4 監査の主な実施内容

定期監査は、十和田市監査基準に準拠し、次により実施した。

- (1) 事前に監査項目を定めた監査資料の提出を求め、それに基づき監査対象課ごとに諸帳簿・書類等の試査・照合等、事務局職員による書面監査を行った。
- (2) 関係職員から事務事業の執行状況について、監査資料に基づき説明を受け、監査委員による質疑応答を行った。

5 監査の期間

令和5年12月20日から令和6年2月14日まで

6 監査の結果

財務に関する事務について関係書類を調査した結果、事務の処理・書類の整備等は、おおむね適正に処理されていることが認められた。

監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員に対して改善又は検討を要望した。